

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年北上地区消防組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
(管理職員特別勤務手当の額等)			(管理職員特別勤務手当の額等)			
第2条 給与条例第21条の2第2項の規則で定める額は、同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			
職		額	職		額	
					週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（正規の勤務時間以外の勤務に限る。）
事務局	事務局長	8,000円	事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	事務局次長	6,000円		事務局次長	6,000円	3,000円
消防本部	消防長	8,000円	消防本部	消防長	8,000円	4,000円
	消防次長	6,000円		消防次長	6,000円	3,000円
	課長、室長	6,000円		課長、室長	6,000円	3,000円

消防署	署長	<u>6,000円</u>
	副署長	<u>4,000円</u>
	分署長	<u>4,000円</u>

2 給与条例第21条の2第2項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

消防署	署長	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	副署長	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>
	分署長	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>

2 給与条例第21条の2第3項第1号ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

3 給与条例第21条の2第1項の規定による勤務をした管理職員が、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当は支給しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。